

平成30年11月29日

電気供給業に係る収入金額課税の 堅持に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会長	新潟県知事	花角英世
副会長	鹿児島県知事	三反園訓
	北海道知事	高橋はるみ
	青森県知事	三村申吾
	宮城県知事	井堀浩
	福島県知事	内堀雅雄
	茨城県知事	大井川彦
	石川県知事	本谷憲
	福井県知事	川西和正
	島根県知事	谷口一誠
	山口県知事	溝口善兵衛
	愛媛県知事	村岡嗣政
	佐賀県知事	中山時広
		口祥義

平成30年度税制改正大綱においては、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置づけや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として確立し、都道府県の安定的な財源として機能してきた。

電力の小売自由化が始まったが、現状は完全な自由市場の状況であるとはいえず、大手電力会社等による事実上の独占状態は継続している。また、行政サービスの質や量が変化しないにもかかわらず、他の一般の業種と同じ課税方式となり法人事業税額が大きく変動することは、原発立地道県の財政運営への影響が大きく、地域の行政サービスに支障をきたすことになる。

以上のことから、電気供給業に係る収入金額課税を堅持するよう強く要請する。